

## キャンセルポリシー案内

株式会社ビジネスホテル6号

キャンセルポリシーとは、お客様による宿泊契約のキャンセルを受け、当ホテルがお客様に対し、キャンセルに伴う料金を請求する条件を定めたものです。

お客様が実際に宿泊するに至るまでは、

お客様による宿泊申込み→当社の承諾→予約手配（宿泊場所確保等）→宿泊日  
当日の宿泊サービスの提供

という一連の流れがあります。

しかしながら、宿泊契約が締結され、当社が予約手配をしたにもかかわらずキャンセルとなった場合、当社としては、お客様に宿泊サービスを提供するために人件費等のコストをかけたにもかかわらず何ら補填されない、という事態になります。

そこで、いわゆるキャンセル料（契約解消に伴い、①本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金あるいは②契約解消に伴う事務手数料）を請求させていただき、そのための規程を整備いたしました。

## 第1条（適用範囲）

- 1 本ポリシーは、当ホテルが宿泊客（個人のみならず法人も含む。）との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約が解消される場合に適用する。本ポリシーに定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先する。

## 第2条（宿泊契約の申込み）

- 1 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、当ホテルが定める宿泊契約書に記入して提出すること（当ホテル宛てにファクシミリ送信する方法を含む）や当ホテル宛ての電話、電子メールによる方法で、次の事項を当ホテルに申し出なければならない。
  - (1) 宿泊客名・宿泊客住所・宿泊客お勤め先名・お勤め先住所・お勤め先電話番号
  - (2) 宿泊日・宿泊期間及び宿泊当日の当ホテル到着予定時刻
  - (3) 予定宿泊料金
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、当ホテルに宿泊中に、前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとみなす。
- 3 宿泊契約の申込みをした者は、本ポリシーの内容に同意したものとみなす。

## 第3条（宿泊契約）

宿泊契約は、当ホテルが前条の宿泊契約の申し込みを承諾したときに成立する。ただし、当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがある。

1. 宿泊の申込みが、当ホテルが定める方式によらないとき。
2. 満室により客室に余裕がないとき。

3. 宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊の申込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団及びその構成員並びにその関係者、その他の反社会的勢力であると認められるとき。
5. 宿泊の申込みをしようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
6. 宿泊の申込みをしようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
7. 宿泊の申込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
8. 宿泊の申込みをしようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
9. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
10. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

#### 第4条（宿泊客の契約解除権）

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、いつでも宿泊契約を解除することができる。
- 2 当ホテルは、前項に基づく場合を含め、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、本ポリシーに添付の別表「契約解除に伴い発生するキャンセル料金」に掲げるところにより、宿泊客に対して、キャンセル料金を請求することができる。キャンセル料金の請求については、次項以降に定める方法による。
- 3 当ホテルは、宿泊客に対するキャンセル料金の算定基準日を、当月末締めとする。

4 当ホテルは、宿泊客に対し、キャンセル料金を請求する際、支払期日を翌月末日までとする請求書を、郵送又は FAX 送信する方法その他適宜の方法により送付する。

支払方法は、下記金融機関口座への振込みによる方法とし、振込手数料は宿泊客の負担とする。

記

水戸信用金庫 茨城町支店 当座 0030554

株式会社ビジネスホテル六号（カブシカイシャ ビジネスホテルロクゴウ）

5 宿泊客が、前項に定める期日までに、請求金額の支払いを怠った場合、当ホテルに対し、請求金額から支払期日までの既払い金を控除した残額及びこれに対する支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

第5条（当ホテルの契約解除権）

1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができる。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル

が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

- 2 当ホテルは、宿泊客が宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなすことができる。

#### 第6条（宿泊客の利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めてホテル内外に掲示当した利用規則に従って利用しなければならない。

#### 第7条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 1 当ホテルは、宿泊客に客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するよう努力する。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は宿泊客が被る損害賠償に充当する。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときはこの限りではない。

別表「契約解除に伴う発生するキャンセル料金」

解除日	キャンセル料金割合
不泊	100%
当日	100%
1日前（前日）	80%
2日前～3日前	50%
4日前～7日前	30%
8日前～1ヵ月前	20%

※備考

- 1 「%」は、宿泊料に対するキャンセル料金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分のキャンセル料金を算定します。